

---

◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（斉藤 重君） 日程第10、議案第10号 松崎町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（齋藤文彦君） 議案第10号は、松崎町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

詳細は担当課長をして説明します。

（生活環境課長 斉藤昌幸君 提案理由説明）

○議長（斉藤 重君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

○10番（鈴木源一郎君） この技術管理者ですか、技術管理者というのは、現在清掃センターにはこの技術管理者がいるわけですか、あるいは、この最後の末尾の方の条項には、同等以上の知識と技能・・・というのもあるわけですが、そこら辺の中身をちょっと説明をしていただきたいと思います。

○生活環境課長（斉藤昌幸君） 私どもの持っているごみ処理施設クリーンピア松崎は、当然技術管理者の方は置いております。

これは、今回条例で権限移譲で、条例で規定するという形になっておりますけれど、それ以前に国の規定で、資格要件をとらなければ、技術管理者として・・・、その資格を持っている者でなければ、技術管理者として置くことができないものでございますので、当然のことながら、クリーンピア松崎には当然置いてあります。

さて、その資格要件、いま現在技術管理者として置く資格の要件でございますけれども、こちらについては、(3)の要件の「チ」というのに該当いたします。「チ」は、10年以上廃棄物に関する技術上の実務に従事した経験を有する者でございます。現在の技術管理者につきましては、平成25年3月31日現在で、その経験年数が12年9カ月になります。

そのごみ処理施設の技術管理者の資格に関してですけれども、技術管理士の資格を認定する機関である財団法人日本環境衛生センターの資格検定に合格し、平成22年4月9日付でごみ処理施設の資格を取得しております。

○1番（藤井 要君） いま鈴木議員が、聞こうとしていた半分を聞きましたの・・・。

これは、資格・・・、課長の方からありましたけれども、厳しくなっているのかな。資格が。同じですか。

○生活環境課長（斉藤昌幸君） 国の基準も今回の改正もまったく同じです。

○議長（斉藤 重君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（斉藤 重君） 質疑がないようでございますので、質疑を終結したいと思います、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（斉藤 重君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（斉藤 重君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（斉藤 重君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第 10 号 松崎町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についての件を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（斉藤 重君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---